⑹　2⑴2）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業も8⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

また、2⑵に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）は、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

⑺　詳細は、説明書による。

10　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 42

⑵　Subject matter of the contract : design work for Kumamoto airport domestic's passenger terminal building.

⑶　Time-limit to express interests by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 11 May 2017 (by bringing, mail, facsimile, or the E-mail : 5 : 00 P.M. 11 May 2017.

⑷　Time-limit for the submission of proposals by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 4 July 2017 (by bringing, mail, facsimile, or the E-mail : 5 : 00 P.M. 4 July 2017.

⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : Contract Section, Contract Division, General Affairs Department, West Japan Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 4―1―76 Otemae Chuo-ku Osaka-shi 540―8559 Japan TEL 06―6949―6206 FAX 06―6949―6220

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成29年4月20日

支出負担行為担当官

大阪航空局長　干山　善幸

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　熊本空港国内線別棟新築工事熊本空港国内線別棟新築設計技術協力業務（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　熊本県上益城郡益城町小谷（熊本空港内）

⑷　工事内容　本工事は、熊本空港ターミナルビル国内線別棟外の建築及び建築設備等に係る設計技術協力業務及び工事を行うものである。

1）設計技術協力業務（以下、「技術協力業務」という）

ⓐ　技術協力業務　1式

ⓑ　予定工期　契約締結の翌日から交渉成立予定日（平成30年3月30日）までを予定している

ⓒ　本技術協力業務について、主たる部分の再委託は認めない。

2）工事（以下、「建設工事」という）

ⓐ　工事内容　下記施設①～③にかかる、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、特殊設備工事（手荷物搬送システム（ＢＨＳ）、保安検査機器移設等）及び外構

①　国内線別棟新築　1式（規模：建約4,600㎡／延約4,900㎡、構造：未定、階数：平屋建一部2階）

②　ＣＩＱ車庫新築　1式（規模：建約60㎡／延約60㎡、構造：プレハブ、階数：平屋建）

③　現ＣＩＱ車庫撤去　1式（規模：建78㎡／延78㎡、構造：鉄骨造、階数：平屋建）

ⓑ　予定工期　平成30年4月頃から平成31年12月頃までを予定している。

⑸　本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下、「技術提案・交渉方式」という。）の技術協力・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結した後発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施する。交渉が成立した場合は、別途発注する工事の随意契約相手方として特定する。なお、別途発注する工事に係る契約締結は、必要な予算が確保された場合とする。

⑹　本工事は、競争参加資格確認申請を行った者のうち、一次審査で選抜された者に対して技術提案書の提出要請を行い、技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に係るヒアリングを実施し、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。なお、優先交渉権者と価格交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

⑺　参考額　本建設工事に先立って実施する技術協力業務の規模は400万円程度（税込み）を想定している。また、本建設工事の規模は22億円程度（税込み）を想定している。

⑻　本工事は、競争参加資格があると認められた者のうち、一次審査の審査評価点合計が上位の者を選抜し、技術提案書の提出要請を行う段階選抜方式の試行工事である。

⑼　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子調達システムにより行う。なお、紙入札の申請に関しては、大阪航空局総務部契約課に承諾願を提出して行うものとする。

⑽　本工事は、施工にあたり効率的で確実な事業執行を図るため、別途予定している工事監理業務において施工の状況を随時管理する工事である。

⑾　本建設工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者、又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）であって「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年4月20日付け大阪航空局長）に示すところにより、大阪航空局長から「熊本空港国内線別棟新築工事」に係る特定ＪＶ、あるいは経常ＪＶとしての競争参加資格の認定を受けている者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　大阪航空局における平成29・30年度一般（指名）競争参加資格のうち「建築工事業」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

また、技術協力業務委託契約の締結日までに単体有資格業者、特定ＪＶ又は経常ＪＶのうちの1社は、大阪航空局における平成29・30年度一般（指名）競争参加資格のうち「建設コンサルタント」でＡ等級の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月3日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

⑶　会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　特定ＪＶ、経常ＪＶの代表者又は単体においては、大阪航空局における平成29・30年度一般（指名）競争参加資格者の認定の際に算定した数値（総合数値）が建築工事業において1,100点以上であること。

また、特定ＪＶ、経常ＪＶの代表者以外の構成員においては、大阪航空局における平成29・30年度一般（指名）競争参加資格者の認定の際に算定した数値（総合数値）が建築工事業1,000点以上であること。なお、経常ＪＶのうち代表者以外の構成員にあっては、経営事項評価点数については、求めない。